道路の整備に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海で生まれた豊富で新鮮な「食」を強みに、国内外より多くの観光客が訪れている。特にインバウンド観光については近年 急激に増加しており、外国人観光客の受け入れ環境の整備や広域観光周遊ルートの認定な ど、世界が憧れる観光立国北海道の実現に向けた取り組みを推進している。

また、本道は我が国最大の食料供給地域であり、良質な農水産品の国内安定供給に貢献しているほか、道産食品の海外への輸出拡大を推進している。

北海道の強みである「観光」や「食」に関連する地域(生産空間)の基幹産業を支え、人流・物流を効率化し、生産性の向上に欠かすことのできないものである高規格幹線道路は、着手区間の相次ぐ開通に加え、未着手区間においても着手に向けた調査を推進するなど、着実に進捗が図られているものの、ネットワークとしてはいまだ脆弱である。さらに本道の道路は、近年、頻発・激甚化する台風災害による大雨、暴風雪・地震・津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、施設の老朽化など、さまざまな課題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが甚だしく、凍雪害の防止や防雪施設及び除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況が続いており、今後は、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備に必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には、地方の自主性・裁量性を重視した自由度の高い制度とすることが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性を踏まえ、道路整備の充実・強化を図るよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 長期安定的に道路整備が進められるよう、道路関係予算は所要額を満額確保すること。
- 2 高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、着手している区間の早期開通を 図るとともに、未着手区間について早期の着手を図ること。
- 3 高度経済成長期に整備された道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補 修などメンテナンスサイクルを確立し、戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術 的支援の充実や対策予算の別枠確保を図ること。
- 4 自然災害時等における交通機能の確保を確実なものとするため、安全で信頼性の高い道路整備を進めるとともに、広域交通の寸断や交通障害による孤立集落の発生を防ぐ代替路の整備など、災害に強い道路ネットワークの構築を図ること。
- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、自転車利用環境の創出、 北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動を支 える道路の整備及び維持の充実を図ること。
- 6 事業評価に当たっては、従来の費用便益分析による効率性の面だけではなく、救急医療や観光への貢献など、地域にもたらされる多様な効果を考慮した評価手法となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 9 月 25 日

釧 路 市 議 会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 国土交通大臣 宛